

## 【要求内容】

【令和8年度概算要求】  
1,999億円

【令和7年度予算】  
(1,939億円)

### (1) ひとり親家庭等に対する支援の推進

- ひとり親家庭等への相談支援体制の強化のため、ひとり親家庭相談支援体制強化事業の補助率を引き上げる。また、支援の入口段階での丁寧なアセスメントによってきめ細かくニーズを把握するため、福祉専門職を配置するための費用を補助するとともに、生活に困窮しているひとり親家庭に対して、食料や生活物資の配布を通じて更なる相談支援へとつなぐために要する費用を補助する。
- 母子・父子自立支援員を中心としたひとり親家庭等支援に従事する相談員の質の向上・人材育成のための研修事業を創設する。
- ひとり親家庭等の生活支援事業について対象要件を緩和するとともに、1自治体あたりから1か所あたりの補助に拡充する。
- ひとり親家庭の父又は母が働きながら学士号等を取得できるよう、大学授業料等の一部を補助し、子育てが一段落した後の将来を見据えた支援の強化を図る。
- 自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金について、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合に、修学年数を踏まえ支給期間の一部延長を行う。また、自立への後押しが途切れないよう、受講中に子が20歳に到達した場合も給付金を受給できるように対象者要件の緩和を行う。
- 就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業について、生活基盤の安定化と合わせて支援する場合の加算を創設するほか、ひとり親家庭等就業・自立支援事業について、自治体における就職説明会の実施に要する費用を補助する。また、ひとり親の職域拡大・新規開拓を図るための事業を創設するなど、ひとり親の就業・自立を強力に支援する。

## (2) ひとり親家庭や低所得家庭のこどもに対する支援の強化

- ひとり親家庭や低所得家庭等のこどもに対する学習支援について、オープンキャンパスや職場見学など、進路選択に活かすための体験活動に要する費用を補助する。また、高校・大学等の受験前の学習支援を強化する場合の費用加算を行う。
- 支援が必要なこどもの早期発見・早期対応につなげる仕組みの強化を図るため、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、新たに多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会など、様々な体験や交流等を提供するための費用を補助する。
- こども食堂等を実施する事業者を対象として、広域的に運営支援・物資支援等を行う民間団体の取組を支援し、困窮するひとり親家庭をはじめ、支援が必要な世帯のこども等に食事の提供等を行う。
- こども政策の決定過程において、困難に直面したこども・若者の意見反映を推進するため、意見聴取を行うための仕組みを設ける。

### 【主な内訳】

◇ 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	196億円	( 180億円)
◇ 児童扶養手当給付費負担金	1,528億円	( 1,530億円)
◇ ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	15億円	( -億円)
◇ 母子父子寡婦福祉貸付金	14億円	( 14億円)

# 目次

・ひとり親家庭相談支援体制強化事業	拡充	4
・ひとり親家庭等相談支援従事者人材育成研修事業	新規	5
・ひとり親家庭等生活向上事業（ひとり親家庭の生活支援事業）	拡充	6
・ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業）	拡充	7
・ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業	新規	8
・ひとり親家庭学び直し支援事業	拡充	9
・自立支援教育訓練給付金	拡充	10
・高等職業訓練促進給付金	拡充	11
・ひとり親家庭等就業・自立支援事業	拡充	12
・民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業	新規	13
・ひとり親の職域拡大・新規開拓事業	新規	14
・令和8年度全国ひとり親世帯等調査に係る実施費用	新規	15
・地域こどもの生活支援強化事業	拡充	16
・ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	新規	17
・困難に直面したこども・若者意見反映推進事業（アウトリーチ型）	新規	18

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

## 事業の目的

- 地方自治体の相談窓口にて、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行うための「心理担当職員」や就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、相談支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくり等を支援することで、相談支援体制の質・量の充実に図り、総合的な支援体制を構築・強化する。

## 事業の概要

○相談支援体制の更なる強化のため、国庫補助率を高上げ。（1/2→2/3）

- 【拡充内容】
- 福祉専門職を配置し、支援の入口での丁寧なアセスメントによりきめ細かくニーズを把握する等、ソーシャルワークの専門性を活かした相談支援体制を構築。
  - 生活に困窮し孤立しやすいひとり親家庭に対して、食料や生活物資をアウトリーチ型で配布し、脆弱な生活基盤の支えとするとともに更なる相談支援へと繋げる。

### (1) 心理担当職員配置等事業

「心理担当職員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、相談者の心理的なケアやサポートを行う。

### (2) 福祉専門職配置等事業

社会福祉士等を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、アセスメントやケースマネジメント等ソーシャルワークの専門性を活かし、当事者の状況・ニーズに応じたきめ細かな相談支援を行う。都道府県が配置し、管内市区町村の母子・父子自立支援員の助言指導を行うことも可能。

### (3) 就業支援専門員配置等事業

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、相談窓口のワンストップ化を推進し、就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供を行う。

### (4) 専門職による多職種連携・助言指導

母子・父子自立支援員が、弁護士や公認心理師等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

### (5) 相談関係職員研修支援事業

母子・父子自立支援員を含む相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等を行う。

### (6) 母子・父子自立支援員等が活用する相談対応ツール作成等支援

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実に図る。

### (7) 集中相談事業

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、女性相談支援センター職員、弁護士等を相談窓口にて配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

### (8) 補助職員配置支援

母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

### (9) 夜間・休日対応支援

ひとり親等の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

### (10) 同行型支援

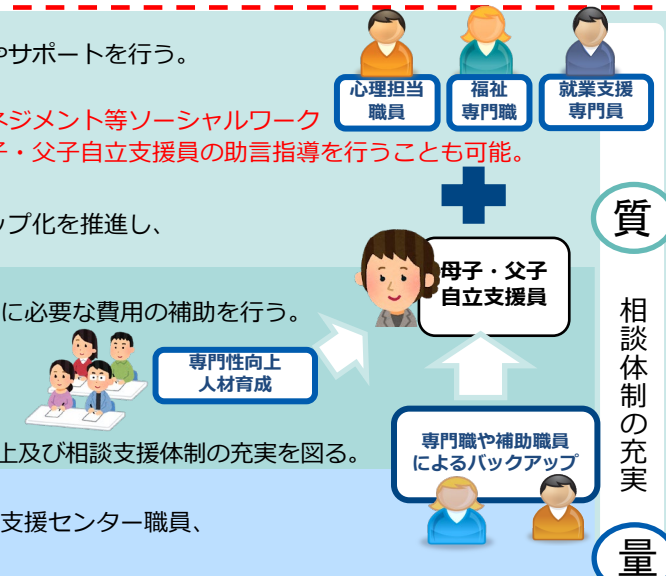
同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。

### (11) アウトリーチ支援

就業が困難な状況にある等、特に生活に困窮しているひとり親家庭に対しては、食料や生活物資をアウトリーチ型で配布することにより、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、更なる相談支援へと繋げる。

### (12) 先駆的な取組

(1)～(11)のほか、相談支援体制強化に資するものとして、先駆的な取組による支援を行う。



## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村 ※民間団体への委託可

【補助率】 国：2/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/3

【補助単価】 1か所当たり

48,057千円（3事業以上実施の場合）

30,000千円（2事業実施の場合）

15,000千円（1事業実施の場合）

<ひとり親家庭等相談支援従事者人材育成研修事業費補助金> 令和8年度概算要求額 0.2億円（－億円）

## 事業の目的

- ひとり親家庭等が直面する課題は、ニーズが個々に異なるうえ、問題が複雑・複合化しており、必要な支援につなぐための的確なアセスメントが求められる。そのため、相談支援体制の更なる強化が必要であり、母子・父子自立支援員等の相談支援従事者の質の向上・人材育成が急務である。
- このため、母子・父子自立支援員を中心としたひとり親家庭等支援に従事する相談員に対して研修を実施し、相談支援従事者の質の向上を図ることで、相談支援体制を更に強化する。研修は、全国の相談員が参加しやすいように地域ブロック毎に開催し、実践的な研修を行うとともに、地域の相談員同士が関係を構築できるよう工夫する。

## 事業の概要

### （1）ひとり親家庭等相談支援従事者職員研修の実施

地域をブロック毎に分けて研修を開催する。実践的な内容とするとともに、地域の相談員同士が関係を構築できるよう工夫する。研修の企画、講師の招聘、参加者の募集、研修当日の運営等を実施する。

### （2）全国大会の開催

オンラインも活用しながら、全国の相談員が一堂に会し、課題の共有や意見交換ができる場を設ける。大会の企画、参加者の募集、当日の運営等を実施する。



## 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 定額（国：10/10相当）

【補助基準額】 20,146千円

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

## 事業の目的

- ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、育児及び自身やこどもの健康管理など様々な面において困難に直面することから、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

## 事業の概要

### 【拡充内容】

- 補助単価について1自治体あたりから1か所あたりに拡充。
- 1の事業において、これまでの対象者に加え、離婚前の困難を抱える母又は父も対象とする。
- 2の事業において、民間賃貸住宅やNPO法人等が運営するシェアハウス等の積極的な活用を図る。

## 1 ひとり親家庭等生活支援事業（生活支援）

### （1）相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。  
また、地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による訪問・出張相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

### （2）家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。

### （3）情報交換事業

ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

※学習支援事業については、ひとり親家庭学び直し支援事業（旧 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業）に再編・統合。

## 2 ひとり親家庭地域生活支援事業（住まい支援）

離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設の他、民間賃貸住宅、シェアハウス等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行う。

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く） ※事業の全部又は一部を民間団体等に委託可

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4

【補助基準額】 1か所当たり 13,452千円

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

### 事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが直面する課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行い、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。

### 事業の概要

- 【拡充内容】 ・生活指導・学習支援（①②③④⑤）について「離婚前から支援が必要な家庭」も対象、高校・大学等の受験前の学習支援を強化する場合の費用加算を創設  
・進路選択に活かすための体験学習（オープンキャンパス、職場見学等）を支援する補助メニューを創設

#### ①生活指導・学習支援

地域の実情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせ実施。

- ア 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- イ 学習習慣の定着等の学習支援
- ウ 軽食の提供

#### ②長期休暇中の学習支援の追加開催

夏期や冬期などの長期休暇期間中に、①の日数を増やして実施する。

#### ③進路選択に活かすための体験学習

オープンキャンパスや職場見学等、進路選択に活かすための体験活動を実施。

#### ④個別学習支援員の配置

各学習支援の場に、必要に応じて個別支援員を配置するために必要な費用を支援。

#### ⑤受験生(中3・高3)の学習支援の追加開催

受験を控えた中学3年生・高校3年生に対して、①の日数を増やして実施する。

#### ⑥大学等受験料支援

大学(短大)・専門学校等を受験する際の受験料を支援する。

#### ⑦模擬試験受験料支援

中学生・高校生等の各ステージの受験に向けた、模擬試験の受験料を支援する。

※⑥及び⑦の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者

- ア.児童扶養手当受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
- イ.自治体が実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども

#### 【補助単価】

##### ①生活指導・学習支援

(1) 事務費	1か所当たり	2,954千円
(2) 事業費(集合型)	1か所当たり	4,960千円 (週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)
(3) 事業費(派遣型)	1回の訪問が1日の場合	11,000円(半日以内の場合 6,800円)
(4) 実施準備経費	1か所当たり①改修費等	4,000千円 ②礼金及び賃借料(実施前分) 600千円
(5) 軽食費	1か所当たり	832千円 (週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)

##### ②長期休暇の学習支援の費用加算

週1日追加: 448千円、週2日追加: 896千円、週3日以上追加: 1,344千円 加算

##### ③進路選択に活かすための体験学習の費用加算 881千円

##### ④個別学習支援員

個別学習支援員 1人当たり 日額: 8,440円

##### ⑤受験生(中3・高3)の学習支援の追加開催

週1日追加: 2,912千円、週2日追加: 5,824千円、週3日以上追加: 8,736千円

##### ⑥大学等受験料

高校3年生等: 1人当たり 53,000円上限

##### ⑦模擬試験受験料

高校3年生等: 1人当たり 8,000円上限  
中学3年生: 1人当たり 6,000円上限



### 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）

【補助率】国: 1/2、都道府県・指定都市・中核市: 1/2 国: 1/2、都道府県: 1/4、市町村: 1/4

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

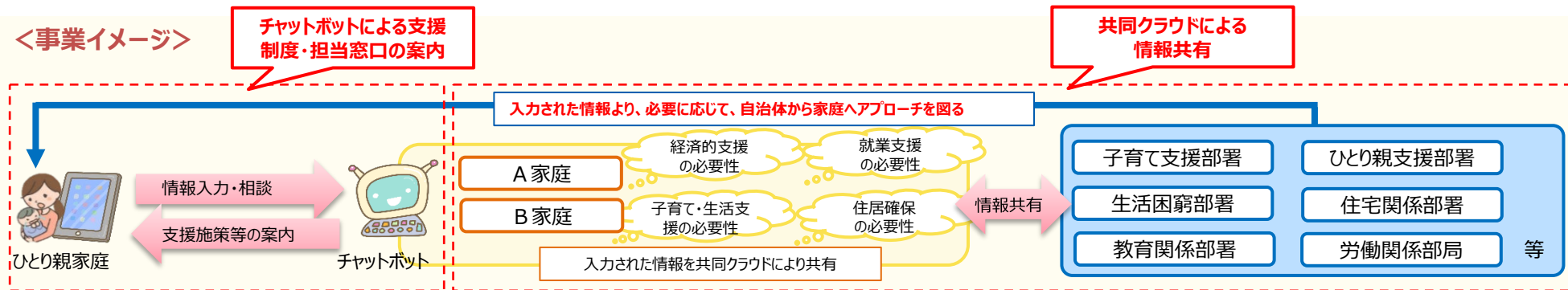
## 事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方自治体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあり、**数々ある制度をひとり親家庭等へ届けることができているかが課題**となっている。（市区町村福祉関係窓口の利用状況：母子世帯46.0%、父子世帯31.3%、母子家庭等就業・自立センター事業を利用したことがない者のうち制度を知らなかった割合：母子世帯33.6%、父子世帯37.9%）
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**I T 機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T 機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

## 事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T 機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。

### <事業イメージ>



## 実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【補助基準額】1自治体あたり：30,000千円

【補助率】国：3 / 4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1 / 4

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和8年度概算要求額 196億円の内数 (180億円の内数)

## 事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を開催するほか、講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。また、子育てが一段落した後の将来を見据え学士号等を取得する場合に、大学授業料等の一部を助成する。

## 事業の概要

### <対象者>

- 高卒認定試験の給付金及び高卒認定試験対策講座については、ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
  - ① 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること
  - ② 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること
- 大学授業料等の一部助成については、ひとり親家庭の親であって、次の要件の全てを満たす者。
  - ① 子育てが一段落した後の将来を見据え、学士号等を取得することが適職に就くために必要と認められること
  - ② 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること

### <対象講座>

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

### <支給内容>

#### (1) 通信制の場合

- ① 受講開始時給付金：受講費用の4割（上限10万円）
- ② 受講終了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限12万5千円）
- ③ 合格時給付金：受講費用の1割（①②と合わせて上限15万円）

#### (3) 高卒認定試験対策講座を開催した場合

1自治体当たり 3,259千円

#### (4) 大学に入学した場合（修学年数×上限40万円）

- ① 入学金の6割相当額
- ② 授業料の6割相当額

#### (2) 通学又は通学及び通信併用の場合

- ① 受講開始時給付金：受講費用の4割（上限20万円）
- ② 受講終了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限25万円）
- ③ 合格時給付金：受講費用の1割（①②と合わせて上限30万円）

※③は受講終了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【R5実施自治体数】 368自治体

【補助率】 国：3/4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/4

【R5支給実績】 事前相談：181人 支給者数：153人

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

## 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

## 事業の概要

### ＜対象者＞

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給 ※ 子が20歳に到達した場合も、受講修了までは引き続き対象者とする。
  - ① 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者
  - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

### ＜対象講座＞

- 実施主体の自治体の長が指定
  - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
  - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
 ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

### ＜支給内容＞

#### 1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者

- ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
- ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円 ※1※2※3
  - ※1 修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給（最大85%の支給）
  - ※2 6か月ごとの支給が可能 ※3 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は修学年数の上限を5年とする

#### 2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者

1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

- ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

【補助率】 国：3／4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1／4

【事業実績】 令和5年度支給件数 1,826件  
就業実績 1,362件

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和5年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	736か所 (94.4%)	865か所 (95.2%)

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

〈母子家庭等対策総合支援事業費補助金〉 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

## 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

## 事業の概要

### ＜対象者＞

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
  - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
  - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- ※ 子が20歳に到達した場合も、受講修了までは引き続き対象者とする。
- ※ 所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。

### ＜対象資格・訓練＞

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。  
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、  
シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格 等

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【補助率】 国：3／4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1／4

【支給額】 月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）  
修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

【支給対象期間】 修業する期間（上限4年）

※ 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は支給対象期間の上限を5年とする

【令和5年度総支給件数】 8,589件（全ての修学年次を合計）

【令和5年度資格取得者数】 2,988人（看護師 945人、准看護師 686人、保育士 245人、美容師 160人など）

【令和5年度就職者数】 2,105人（看護師 812人、准看護師 359人、保育士 191人、美容師 108人など）

### 【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	755か所 (96.8%)	884か所 (97.2%)

(注) ( )内は、都道府県、市等における実施割合。  
※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

### 事業の目的

○母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスを提供する事業。

### 事業の概要

#### 【拡充内容】

○自治体において、ひとり親家庭等と人材確保が急務となっている業界や多様な人材を求める企業等とをマッチングさせる就職合同説明会を実施した場合に補助対象とする。

#### ひとり親家庭等就業・自立支援事業

##### ①就業支援事業

・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等

##### ④在宅就業推進事業

・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等

##### ⑦就職合同説明会開催事業

・就職合同説明会の開催

##### ②就業支援講習会等事業

・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

##### ⑤広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等

##### ⑧先駆的な取組（新規）

・①～⑦のほか、就業・自立支援に資するものとして、先駆的な取組による支援

##### ③就業情報提供事業

・求人情報の提供 ・電子メール相談等

##### ⑥就業環境整備支援事業

・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る

### 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村

【補助単価】 1か所当たり 45,548千円（3事業以上実施の場合）

【補助率】 国：1/2、都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村：1/2

32,000千円（2事業実施の場合）

16,000千円（1事業実施の場合）

〈母子家庭等対策総合支援事業費補助金〉 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

## 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするため、「高等職業訓練促進給付金」等の支給により資格取得の支援を行っているが、個人の状況によっては、就職・転職や正規雇用等につながりにくい場合や、就職しても子育てとの両立に困難を抱える場合があることが指摘されている。  
（就業中のひとり親家庭の母で「資格あり」は65.0%、そのうち「現在の仕事に役に立っている」は67.0%（正規で働くひとり親家庭の母の平均年間就労収入は344万円））
- 資格取得後のミスマッチによる不就業を防ぐとともに、ひとり親支援担当部局と産業振興部局等との連携を通じたひとり親家庭の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業を創設し、成果を横展開する。  
➢ 人手不足となっている分野・企業とのマッチング等地域の実情を踏まえた就業・定着を力強く支援

## 事業の概要

〈対象者〉 母子家庭の母又は父子家庭の父

〈事業内容〉 以下のような取り組みが考えられるほか、自治体独自の創意工夫を凝らした実効性のある取り組みを幅広く補助対象とする

### 取組例 1

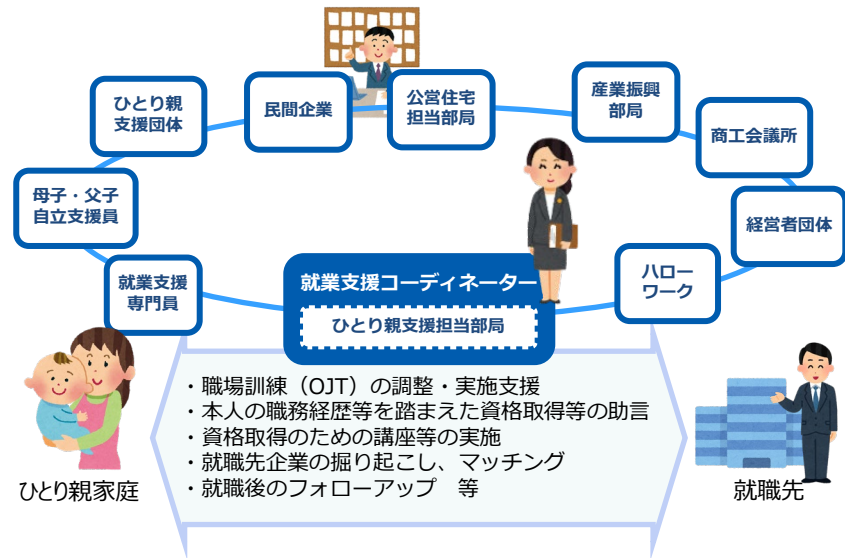
#### 就業支援コーディネーターによる就業支援

- ケース①：あらかじめ就職先を決定した上で、試用期間における職場訓練（OJT）の実施支援や正式採用に向けた調整、就職後における定着促進のためのフォローアップを実施
- ケース②：本人の意向や職務経歴などを踏まえた資格取得に関する助言などオーダーメイドの就業支援、資格取得のための講座等の実施、就職先のあっせんを行う

### 取組例 2

#### 生活基盤の安定や定着促進のための伴走支援

民間賃貸住宅の低廉貸付や公営住宅の優先入居などにより生活基盤の安定を図りながら、ひとり親の雇用に積極的な企業への就職や、より稼働所得の高い企業への転職等の挑戦を後押しし、就職後も定着促進のための伴走支援を実施



## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）福祉事務所設置町村 ※民間団体への委託可 【補助率】 国：10／10

【補助基準額】 都道府県・指定都市：41,000千円、市（指定都市を除く）・福祉事務所設置町村：28,000千円（いずれも1自治体あたり）

生活基盤の安定化支援を実施する場合【加算措置】：9,360千円

<こども政策推進事業委託費> 令和8年度概算要求額 0.5億円（－億円）

## 事業の目的

- ひとり親家庭の親は、子育てと生計の維持を一人で担うため、就職・転職等をしようとしたときに労働条件での制約を受けるなど困難を伴うことなどが少なくなく、その大半が就労しているものの就労収入は相対的に低い状況にある。
- 一方で、各産業分野においては、人材確保が急務となっている分野も存在している。
- このため、就業により自立に至った好事例について情報収集や分析を行うとともに、必ずしもひとり親の就業が広がっていない分野におけるひとり親の就業・定着の可能性を模索し、その結果について自治体や産業界に展開することを通じて、ひとり親家庭の親の就労支援を強力に推進する。

## 事業の概要

### (1) 好事例に関する情報収集及び分析

就業・転職・配置転換により収入増を実現し自立に至ったひとり親家庭の親に対するヒアリング調査等を通じて、その契機や要因、経過、活用した支援策等について情報収集、分析を行う。

また、ひとり親家庭の親を積極的に雇用・登用し定着に至っている企業等に対するヒアリング調査等を通じて、ひとり親を雇用した場合のメリット、課題、就業後の定着のための工夫や仕事と家庭の両立支援策についての取組状況等について情報収集、分析を行う。

### (2) 新たな産業分野等への就労可能性の分析・提案

これまでひとり親家庭の親の就労先として想定されていなかったものの中には就業・定着を見込むことができると考えられる分野や、人材確保が急務となっている分野の業界団体や加盟企業に対するヒアリング調査等を通じて、ひとり親家庭の親の雇用に関する課題の洗い出しやその解決方策、就労可能性についての分析を行い、アクションプラン例を策定する。

### (3) 自治体、業界団体、企業に対しての成果の展開や啓発

ひとり親家庭の親に対する就業支援を実施している自治体や団体、関係機関に対して、上記（1）により得られた成果を展開し、今後の就業支援において積極的な活用を促す。

また、雇用する側となる業界団体や企業に対して、上記（1）（2）により得られた成果（雇用・定着のメリット、雇用・定着に向けての課題及び課題解決のために必要な取組、定着のために用意しておくことが望ましい両立支援策等）について説明・情報発信を行い、ひとり親家庭の積極的な雇用を促す。

## 実施主体等

【実施主体】国（委託）

<こども政策推進事業委託費・こども家庭統計調査費> 令和8年度概算要求額 2億円（－億円）

## 調査の目的・概要

- 本調査は、全国の母子世帯、父子世帯、養育者世帯（父母のいない児童のいる世帯）の生活の実態を把握し、これらのひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし、概ね5年ごとに実施している。（令和8年度調査の実施：令和8年11月1日、調査結果の公表：令和9年度）
- 統計調査としての精度を保つためには十分な回答数を得る必要があることから、令和8年度調査の実施にあたっては、以下により有効回答数の確保を図ることとしたい。

### 1. 調査地区数の設定

本調査は、国勢調査により設定された調査地区から無作為に調査地区を抽出し、当該調査地区内の母子世帯、父子世帯、養育者世帯を客体として調査を実施している。今回の調査において抽出する調査地区数については、前回調査時と同様の標準誤差（精度）を維持することができるよう必要数の設定を行う。

### 2. オンライン調査の導入

従来からの郵送による調査票回収に加え、令和8年度調査からは「政府統計共同利用システムにおけるオンライン調査システム」を利用した電子調査票を導入する。

- スマートフォン等からの回答が可能となることで、回答率の上昇が期待できる。
- 一定の入力規制をかけることにより、回答ミスを減らす（有効回答数を増やす）ことができる。

## 実施主体

【実施主体】 国（地方自治体及び業者に委託）

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和8年度概算要求額 196億円の内数 (180億円の内数)

## 事業の目的

- 多様かつ複合的な困難に直面する子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

## 事業の概要

○ **地域こどもの生活支援強化事業**（補助基準額：最大12,483千円（8,502千円））

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：15,075千円（11,065千円）

ア 食事（こども食堂等）やこども用品（文房具、生理用品、おむつ等）の提供等を行う事業（補助基準額：3,140千円（3,070千円））

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】（補助基準額：1,000千円）

イ 多様な人物との出会いを通じて将来像を考えるための機会など様々な体験や交流等を提供する事業

（補助基準額：3,910千円）

ウ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）

（補助基準額：1,520千円）

②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）

（補助基準額：300千円）

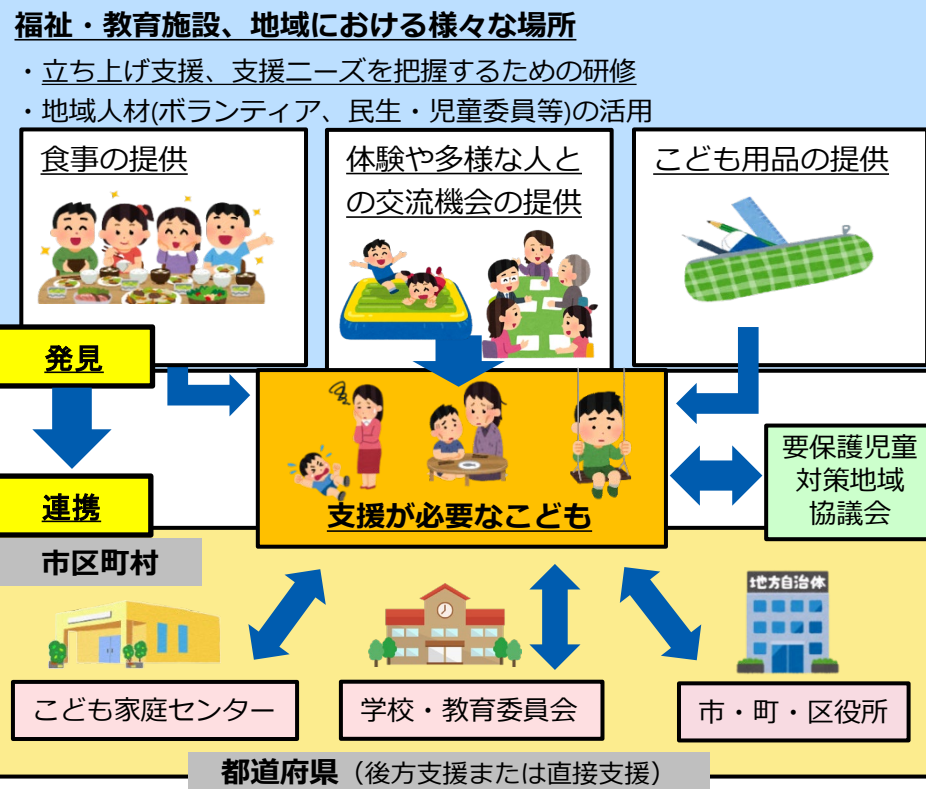
エ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域で子どもを支援するための仕組みづくりを行う事業（補助基準額：2,913千円（2,912千円））

オ その他上記に類する事業

※ ア～オを組み合わせて実施（ウは①又は②いずれかのみ）

○ **要支援児童等支援強化事業【加算措置】**（補助基準額：2,592千円（2,563千円））

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う



## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む） 【補助率】 国：2/3、都道府県・市町村：1/3

令和8年度概算要求額 15億円（－億円）

## 事業の目的

- 困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。
- こども食堂が全国各地で大きく増加しているが、地域ごとに差もあるため、支援を行き渡らせることも重要な課題となってきた。（こども食堂箇所数2018年時点：2,286か所 → 2024年時点：10,867か所、都道府県ごとの小学校区にこども食堂がある割合：1割～6割（※認定NPO法人「むすびえ」2024年調査））
- ひとり親家庭等のこども等に必要な食事等支援が届けられるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人が各地のこども食堂等に伴走型の支援を行う。

## 事業の概要

### 【1】国⇒中間支援法人（実施主体）

- こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援法人を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。
- 各地のこども食堂等に伴走型の支援が実施できるよう、全国をブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人を決定する。

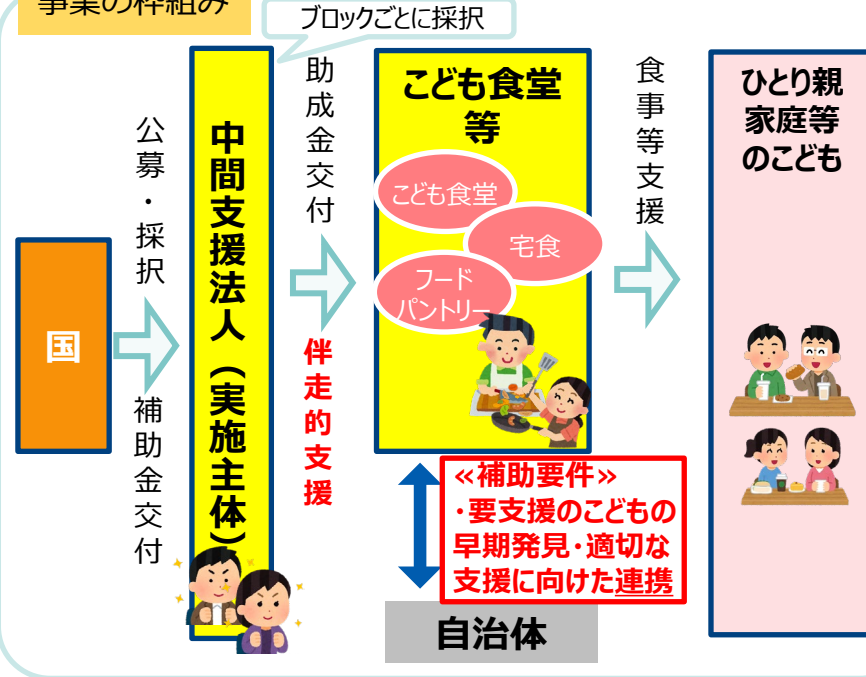
### 【2】中間支援法人（実施主体）⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（助成額上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、事業者に対して伴走型で運営支援を行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

### 【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等のこども

- ひとり親家庭等のこどもに食事の提供、要支援のこどもの早期発見・適切な支援に向けた見守り等を行う。

## 事業の枠組み



## 実施主体等

- 【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：190,000千円
- 【補助率】 定額（国：10/10相当）

<こども政策推進事業委託費> 令和8年度概算要求額 0.5億円（－億円）

### 事業の目的

- 令和6年6月に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、第9条第3項において、「政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と明記され、こども大綱策定に際し、貧困の状況にあるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講じる旨の規定が新たに設けられた。
- こども基本法においては、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられており、こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。
- このため、困難に直面したこども・若者等から意見を聴くための仕組み（アウトリーチ型の意見聴取）を設け、その意見を適切にこどもの貧困対策に反映させるため、新たに本事業を策定する。

### 事業の概要

- (1) 政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、現場に出向いて意見を聴く方法（アウトリーチ）を主としつつ、オンライン会議、チャット、Webアンケートなどの多様な手法を組み合わせながら、意見聴取を実施し、政策に反映する。
- (2) 意見聴取に当たっては、こどもの声を引き出す専門的なファシリテーターが参画し、事前のアイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こどもが意見を言いやすい環境の下で実施する。

### 実施主体

【実施主体】 国（委託）